

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部

を改正する法律案(閣法第三九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて特別給付金として額面百万円、九十万円又は六十万円の国債(十年償還)を支給する。

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給

平成十三年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面三十万円の国債(十年償還)を支給する。

3 平病死特別給付金の支給

平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に対し、特別給付金として額面五万円の国債（五年償還）を支給する。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻になっている者に対し、当該戦傷病者等の妻であった期間に応じ、特別給付金として額面二百万円、百八十万円、百二十万円又は六十万円の国債（十年償還）を支給する。

三、施行期日

この法律は、平成十八年十月一日から施行する。